



宮古島市 奨学金返還支援事業

宮古島市観光商工課

①宮古島市奨学金返還支援事業の概要

現状と背景

宮古島市には高等教育機関が少ないため、高校卒業等をきっかけに進学や就職による市外への流出が多い。

沖縄県外と比較して低い所得水準等を理由として若年層が市内に戻ってこず、少子高齢化の社会の中で、**若年層の人材確保**に課題がある。

事業目的

- ・若年層の市内企業就職・定着化の促進
- ・中小企業の人材確保
- ・若者が魅力的に感じる雇用の創出

内容

人材確保や定着のため従業員の奨学金返還支援に取り組む市内企業で、沖縄県の「奨学金返還支援事業」の交付決定を受けた企業を対象に、**最大25%の上乗せ補助**を行います。

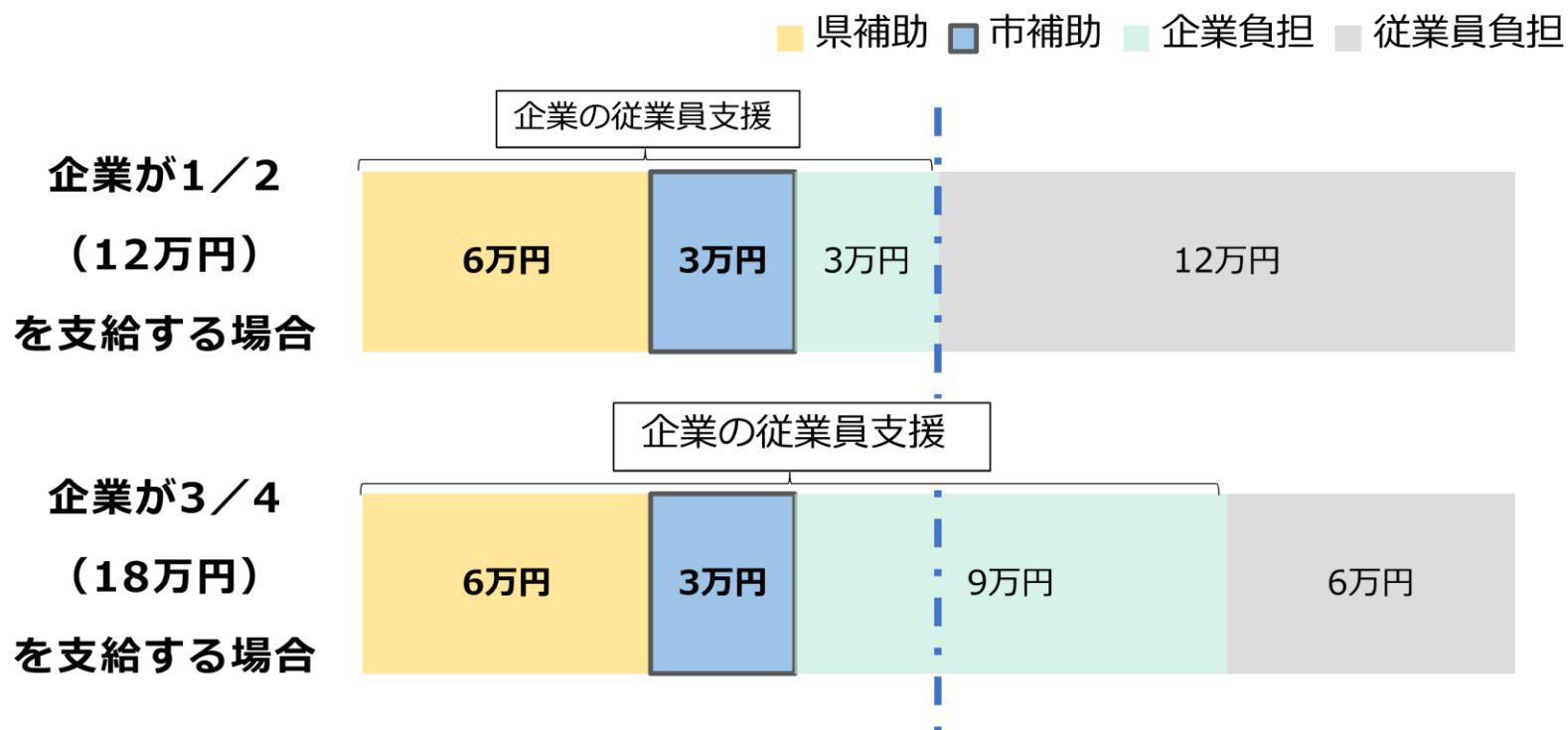
事業概要(補助対象経費と補助額)

「従業員年間返還額の1/2」を【基礎額】とし、以下①②のうち低い額

県：①上記【基礎額】と「企業の年間支援額」の低い方の1/2 or ②年9万円のうち低い額

市：①上記【基礎額】と「企業の年間支援額」の低い方の1/4 or ②年4.5万円のうち低い額

例：従業員が年24万円(月2万円)返済する場合



事業概要(補助対象経費と補助額)②

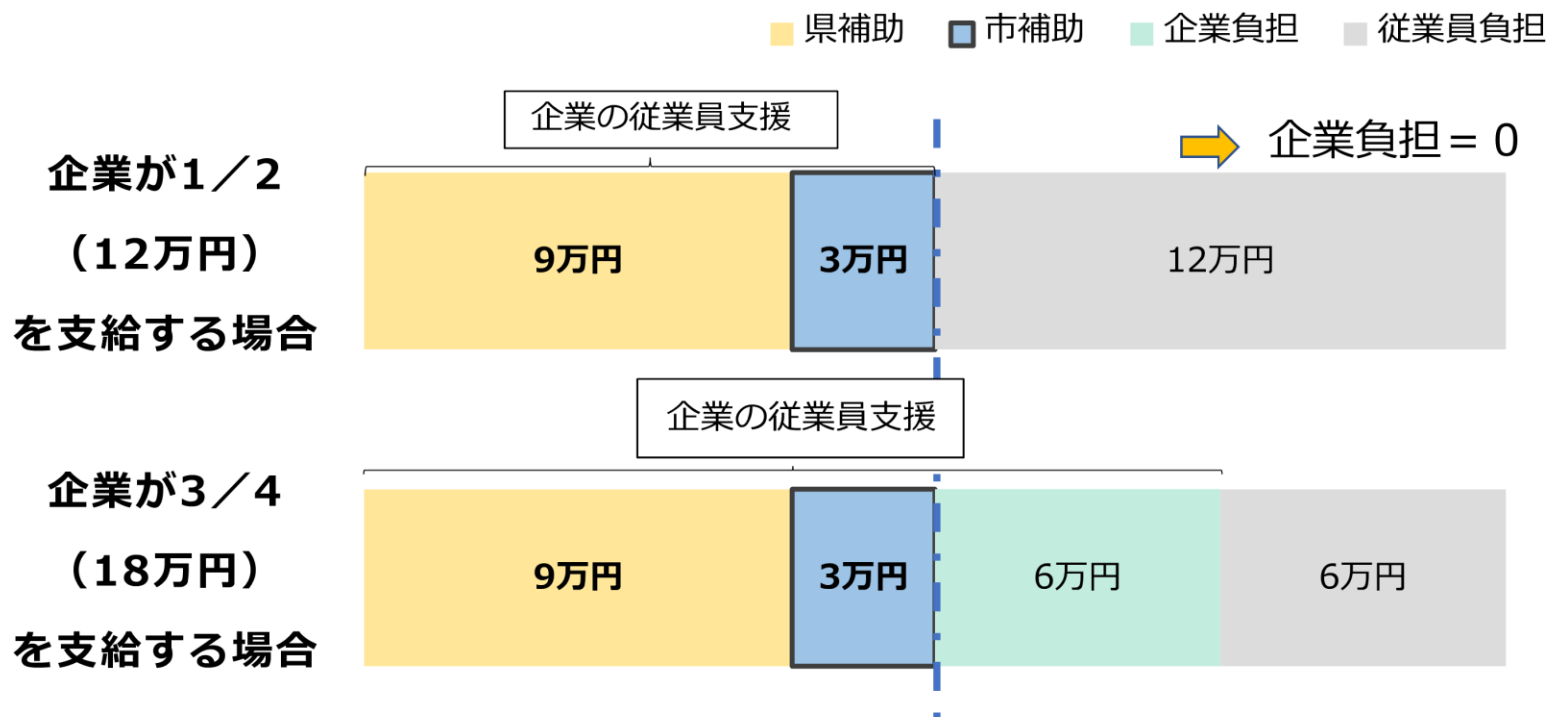
【県企業認定制度の認定を受けている企業】

「従業員年間返還額の1/2」を【基礎額】とし、以下①②のうち低い額

県：①上記【基礎額】と「企業の年間支援額」の低い方の3/4 or ②年13.5万円のうち低い額

市：①上記【基礎額】と「企業の年間支援額」の低い方の1/4 or ②年4.5万円のうち低い額

例：従業員が年24万円(月2万円)返済する場合



②対象企業の要件

①**沖縄県奨学金返還支援事業の補助を受けていること。**

②**宮古島市内に本店または主たる事業所のある中小企業**（中小企業基本法で定める中小企業者）

※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に該当しないもの）又は組合等は対象外。

③本市の公的義務（市税、使用料、負担金、貸付金償還金等の納付）を果たしていること。

④風営法第2条に定める事業を営むものでないこと。

⑤宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人、暴力団または暴力団と関係するものでないこと。

2. 対象企業の要件

以下①、②を全て満たす者

① 沖縄県内に本店又は主たる事業所のある中小企業（中小企業基本法で定める中小企業者）

※ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に該当しないもの）又は組合等は対象外。

② 就業規則等で従業員への奨学金返還支援制度を設けている企業

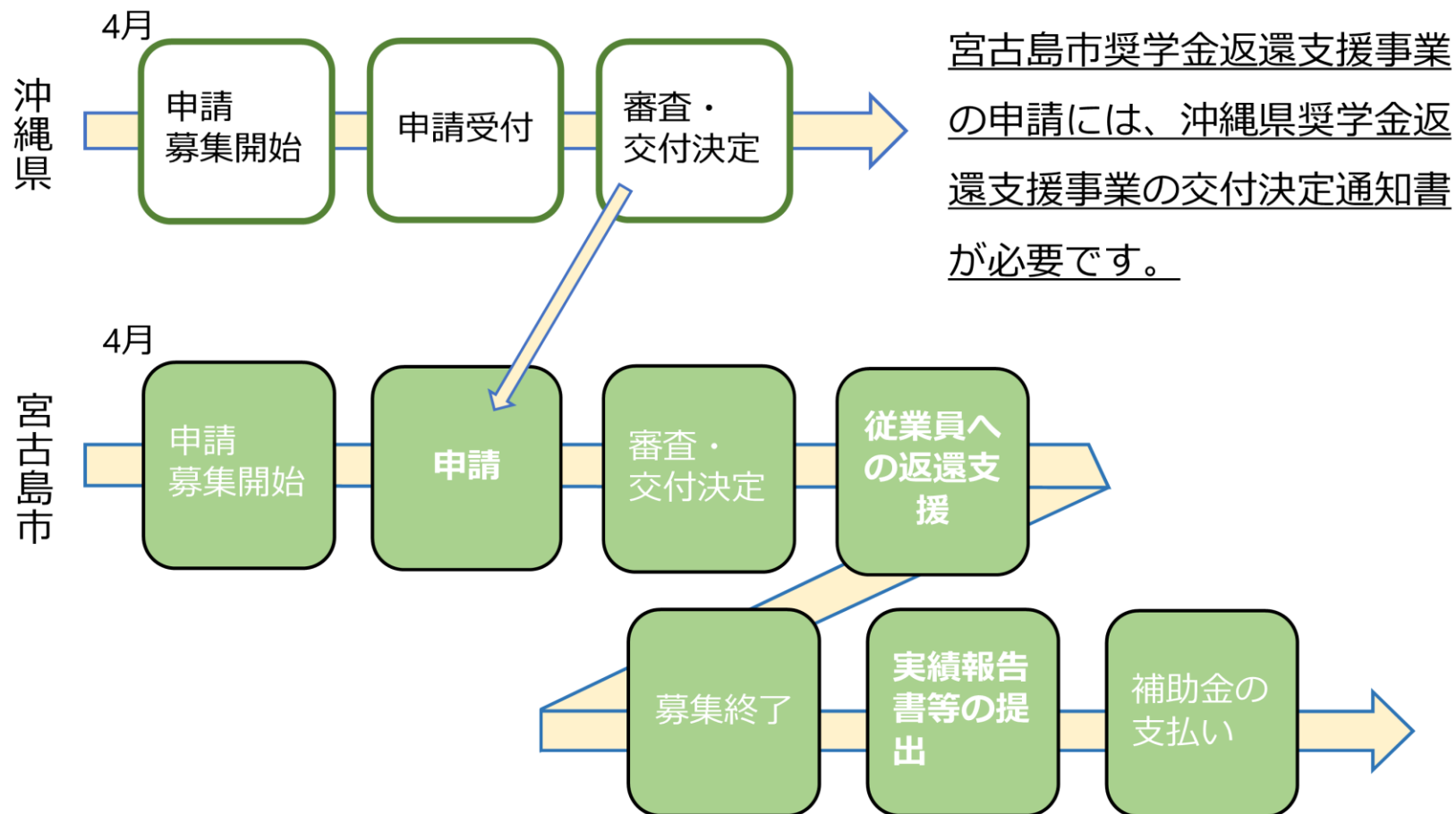
③対象となる従業員

以下の要件をすべて満たす者

- ① **正社員**（雇用期間の定めがない）
- ② **宮古島市内に所在する事業所に勤務**
- ③ 奨学金を**本人が返済**している（返済予定）
- ④ 申請年度の初日時点で企業に採用されて**5年以内**
- ⑤ 申請年度末時点で**35歳未満**
- ⑥ 申請年度末に申請日と同じ企業に在籍
- ⑦ 個人事業主と同居している親族でないこと

※勤務形態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く

④申請から交付までの流れ



予算上限に達し次第申請募集終了（予定）

奨学金返還支援事業についての詳しい内容は、
沖縄県商工労働部 雇用政策課
宮古島市観光商工スポーツ部 観光商工課 のHPをご覧ください。

【URL】「宮古島市 奨学金返還」で検索

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/kankosyoukou/kankou/oshirase/2024-0501-1657-30.html>

【QRコード】



【URL】「沖縄県 奨学金返還」で検索

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/keizai/1009879/1010143/1010156.html>

【QRコード】

